

大規模小売店舗立地法に基づく添付書類の目次

NO.	項 目	頁
1	法人にあってはその登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し	2
2	主として販売する物品の種類	2
3	建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図	2
4	必要な駐車場の収容台数を算出するための来客数の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠	2
5	駐車場の自動車の出入口の軽視又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項	2
6	来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法	3
7	荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯	3
8	遮音機を設備する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面	3
9	冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面	3
10	平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠	3
11	夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠	3
12	必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠	3
13	指針に掲げる事項で、必要と判断される書類	4

大規模小売店舗立地法に基づく添付書類

1. 法人にあつてはその登記事項証明書、個人にあつてはその住民票の写し  
省略

2. 主として販売する物品の種類  
省略

3. 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図  
面

図面 4 建物配置・平面図（変更後）のとおり

4. 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算  
出根拠

(1) 指針による必要駐車台数の計算

(端数:四捨五入)

項目	値等	単位	算出根拠
① 行政区域人口	177,035	人	R7.12末現在 鳥取市役所HPより
② 地区の区分	その他地区		第一種住居地域
S:店舗面積	1,290	千㎡	S<5
A:日來客数原単位	1,061	人/千㎡	人口40万人未満、S<5、 $1100-30 \times S$
B:ピーク率	14.4	%	固定値
C:自動車分担率	70	%	10万人 $\leq$ 人口<40万人未満 その他地区
D:平均乗車人員	2.0	人/台	S:10千㎡未満固定値
E:平均駐車時間係数	0.62	-	S:10千㎡未満 $(30+5.5 \times S) \div 60$
必要駐車台数	43	台	$S \times A \times B \times C \div D \times E$

(2) 必要な駐車場の収容台数

指針に基づく必要駐車場台数43台に対して45台の来客用駐車場を確保する。

※第1駐車場は、60台駐車可能。15台を従業員駐車場として利用する。

5. 駐車場の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出  
入口の数及び位置を設定するために必要な事項

(1) 当該店舗駐車場概要

・ 駐車場形式：ゲートなしの平面自走式駐車場

・ 出入口：1箇所

<位置は、図面4 建物・平面図（変更後） 参照>

(2) 道路・交通への影響

平成28年8月19日大店立地法第5条第1項届出時は、第1駐車場しかなかった。

令和元年5月24日の大店立地法第6条第2項届出により、従業員駐車場及び顧客駐

車場として利用することを目的に、第2駐車場を新設した。この度、第2駐車場にあった従業員駐車場については、別の場所に駐車場を確保、また、第2駐車場に駐車したお客様は道路を横断して店舗側敷地に行く必要があり、利用者はほとんどいなかった。第2駐車場を利用するお客様はほとんどいなかったため、第2駐車場を廃止しても道路・交通への影響は問題ないと考えます。

6. 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法

(1) 案内看板の設置

駐車場出入口付近に案内看板を設置して誘導を行う。

(2) 交通整理員の配置

繁忙日等の状況に応じて、交通誘導員を駐車場の出入口付近に配置して誘導を行う。

7. 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯変更はないため省略

8. 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面

変更はないため省略

9. 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面

変更はないため省略

10. 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠

第2駐車場廃止に伴い、騒音の状況変化が予想されるが、第2駐車場は主に従業員が利用しており、来客者はほとんど利用していなかったことから、当該変更により周辺的生活環境への影響を悪化させることはない想定される。また、新設当初の騒音評価においても基準値を満たしており、周辺的生活環境への影響は少ないと考えられる。そのため、騒音予測に関する資料は省略する。

11. 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠

当初より夜間の駐車場の利用はなく、夜間に発生する騒音は室外機やキュービクルから発生する騒音のみであるため、当該変更により周辺的生活環境への影響を悪化させることはない想定される。そのため、騒音予測に関する資料は省略する。

12. 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

変更はないため省略

### 13. 指針に掲げる事項で、必要と判断される書類

#### (1) 騒音対策

##### ①従業員に対する指導及び教育

- ・空ぶかし、無駄なアイドリングの禁止。
- ・駐車場内での徐行運転の励行。
- ・従業員への騒音防止意識の徹底を図る。

##### ②業者に対する指導

- ・荷さばき作業中のアイドリング禁止。
- ・空ぶかし、急発進、急加速の禁止。
- ・駐車場内での徐行運転の励行。
- ・従業員への騒音防止意識の徹底を図る。

#### (2) 夜間照明施設の配置

- ・屋外照明は、店舗周辺の民家に直接あたることのないように配慮する。
- ・閉店後は速やかに消灯する。

#### (3) 他法令との調整状況

- ・外壁等の色彩については、周辺の環境との調和を図るとともに、鳥取市景観形成条例及び鳥取市屋外広告物条例に基づき適正な届出を行う。
- ・鳥取市景観計画における緑化基準の3%以上の緑化を行う。